【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年７月13日
【計算期間】	第８期（自　平成29年４月18日　至　平成30年４月16日）
【ファンド名】	東京海上セレクション・日本債券インデックス
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　後藤　俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	尾崎　正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【電話番号】	０３－３２１２－８４２１
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）に投資します。
※ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（野村ボンド・パフォーマンス・インデックス）（総合）とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。
※「ＴＭＡ」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

② 基本的性格
当ファンドは、追加型投信／国内／債券／インデックス型に属します。
当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特殊型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券（一般))) 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ （総合））

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定められるＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定められるＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

	年４回	目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	目論見書または投資信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	目論見書または投資信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。

特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額
当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより１兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

１．主にわが国の公社債に投資します。

主にわが国の公社債を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

＜ファンドの仕組み＞

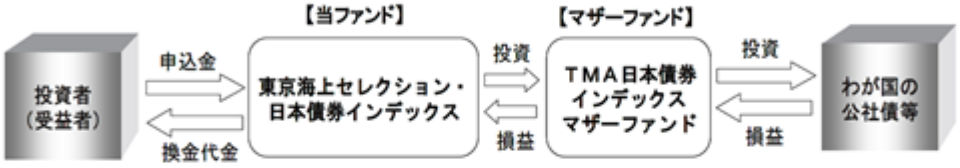

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

２．ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果を目標とします。

ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）をベンチマークとします。

３．お申込み時の手数料はありません。

＜マザーファンドが対象とするインデックスについて＞

・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（野村ボンド・パフォーマンス・インデックス）（総合）

野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。

ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

株　　式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年４月28日　　ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

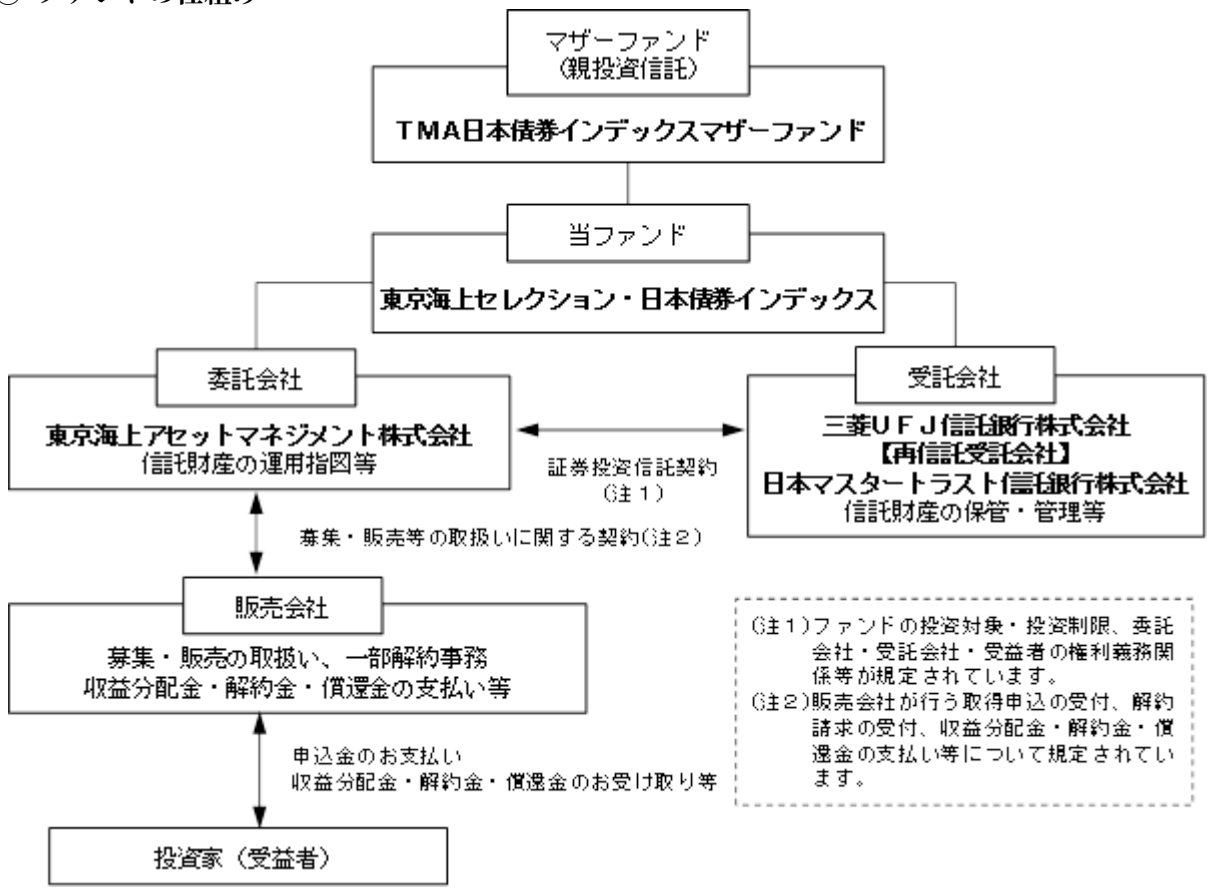

② 委託会社の概況

・名称　　東京海上アセットマネジメント株式会社
・資本金の額　20億円（平成30年４月末日現在）
・会社の沿革

昭和60年12月　東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金２億円で設立

昭和62年２月　投資顧問業者として登録

同年６月　投資一任業務認可取得

平成３年４月　国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年５月　東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年９月　金融商品取引業者として登録

平成26年４月　東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成28年10月　東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況（平成30年４月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号	38,300株	100.0%

２【投資方針】

(1)【投資方針】

１．基本方針

ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほかわが国の公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①主として、わが国の公社債を主要投資対象とし、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。

②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

③信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額（マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

＜参考情報＞マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

◇TMA日本債券インデックスマザーファンド

１．基本方針

ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果の達成を目標とします。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてわが国の公社債に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

３．運用制限

(1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

(8) 約款第18条（先物取引等の運用指図）、第19条（スワップ取引の運用指図）および第20条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

※資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

※運用にあたっては、層化抽出法を用いてＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

(2)【投資対象】

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
(2) 国債証券
(3) 地方債証券
(4) 特別の法律により法人の発行する債券
(5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
(6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
(7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
(8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
(9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
(10)コマーシャル・ペーパー
(11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
(12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
(13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
(14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
(15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
(16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
(17)預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
(18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
(19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
(20)抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
(21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
(22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金
(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3) コール・ローン
(4) 手形割引市場において売買される手形
(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づきわが国の公社債に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。

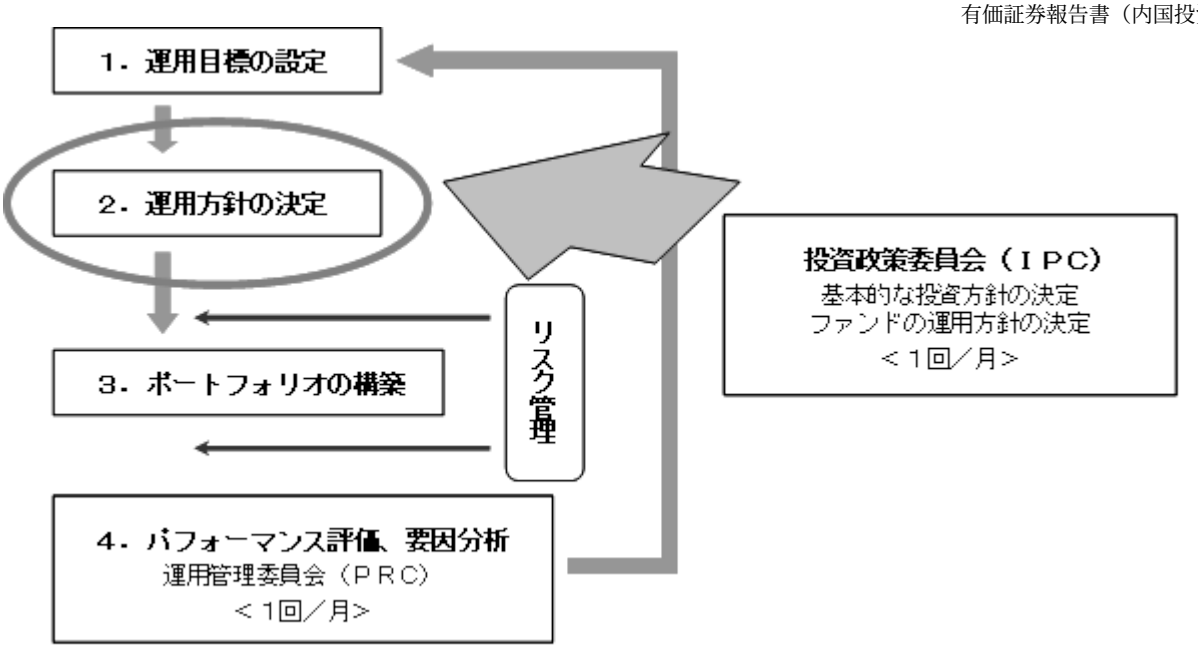

当ファンドは債券運用部日本債券運用グループ（14名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部（６名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク」の「３.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成30年５月１日現在）

(4)【分配方針】

年１回（原則として４月15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（※）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

③ 計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

④ 分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

a.委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとな

る投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ）

b.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d.委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

e.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

f.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

g.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

② 投資する株式等の範囲（約款第19条）

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引（約款第21条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等（約款第22条）

a.委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引（約款第23条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（約款第24条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第24条の２）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付（約款第25条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑨ 有価証券の空売（約款第26条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 有価証券の借入（約款第27条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引（約款第29条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b.上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第29条の２）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑭ 資金の借入（約款第35条）

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c.収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

１．投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
投資信託は預貯金や保険と異なります。
当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ（総合）との乖離リスク

当ファンドの投資成果はＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ（総合）の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
・ファンドが構築するポートフォリオと、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ（総合）の算出対象となる債券の種類別構成や構成比等が一致するとは限らないこと
・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
・信託報酬等の管理報酬を負担すること

(3) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

２．その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
・投資信託は保険契約および預金ではありません。
・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
・投資信託は預金保険の対象ではありません。
・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
・当ファンドは、主にわが国の公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

① 取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。
② 一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。
③ 委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
④ 受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。
⑤ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
⑥ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
⑦ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

３．管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

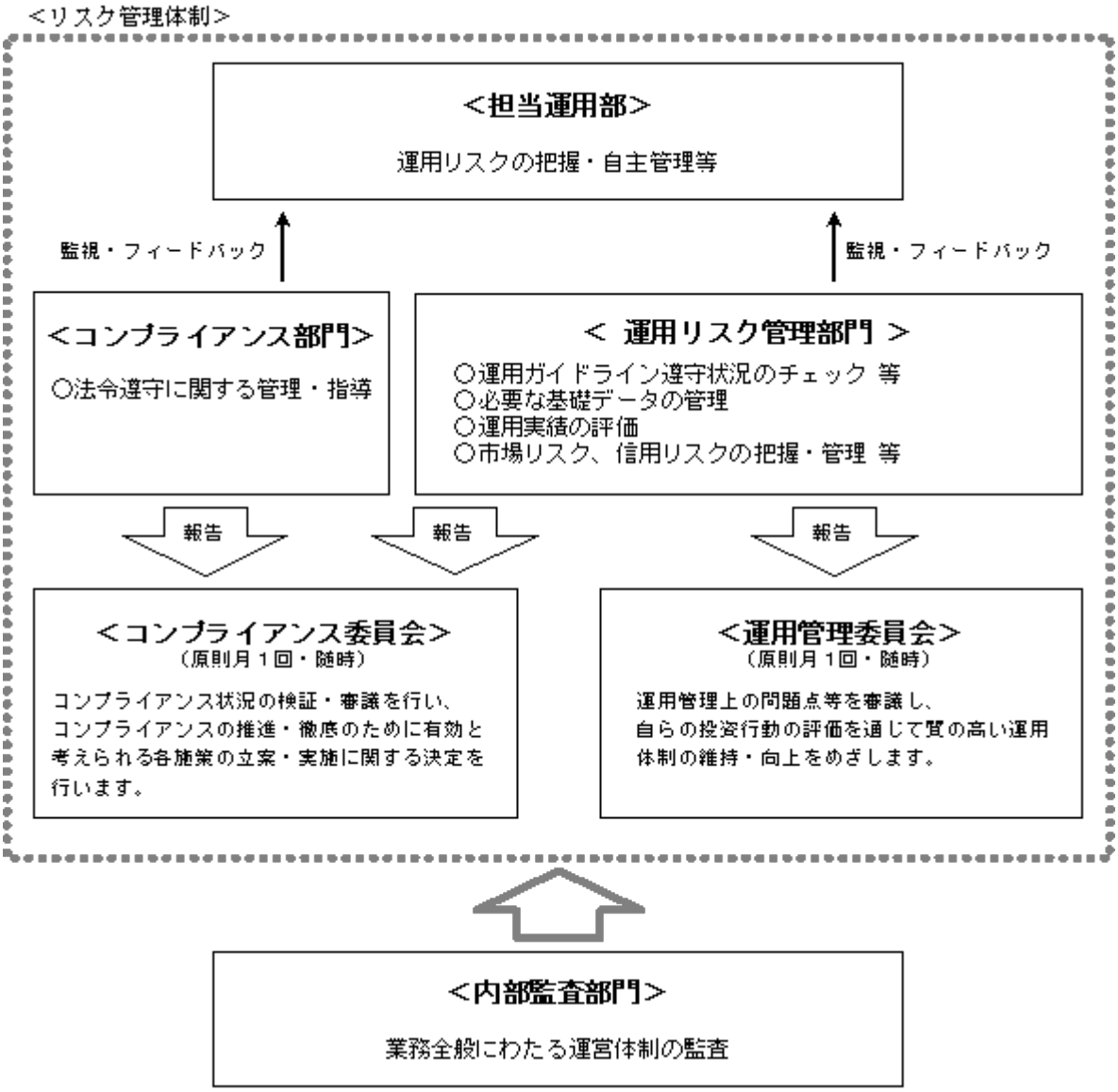

参考情報

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

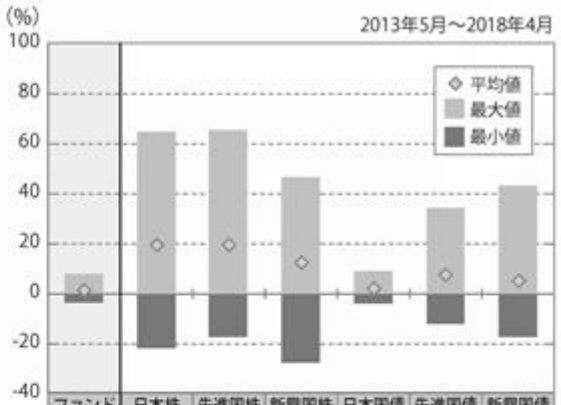

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値(%)	1.7	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2
最大値(%)	7.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	-3.7	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株　：TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI（国債）

NOMURA-BPI（国債）は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.1512%（税抜0.14%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

② ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
③ 信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社＊1	販売会社＊2	受託会社＊3
年率0.06%	年率0.06%	年率0.02%

＊１ 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
＊２ 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
＊３ 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】
① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0054%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年64.8万円（税抜60万円）の１日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】
当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本（※１）超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
上記によらない受益者（法人）に対する課税については、以下のような取扱いとなります。
なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※１）超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%※）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※２）は課税されません。
なお、益金不算入制度の適用はありません。
※平成49年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

（※１）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
（※２）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記は、平成30年４月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は平成30年4月27日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,422,313,420	100.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△64,689	0.00
合計（純資産総額）		1,422,248,731	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）
当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	5,936,094,650	68.60
地方債証券	日本	670,069,280	7.74
特殊債券	日本	542,605,360	6.27
社債券	日本	927,714,009	10.72
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		575,697,713	6.65
合計（純資産総額）		8,652,181,012	100.00

(2)【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
a.主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,113,880,038	1.2786	1,424,290,226	1.2769	1,422,313,420	100.00

b.投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合　　計	100.00

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）
①投資有価証券の主要銘柄
a.主要銘柄の明細
ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	

1	第５１回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.000	2021/06/21	230,000,000	107.68	247,673,200	106.69	245,391,600	2.83
2	第４７回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.200	2020/09/21	190,000,000	106.73	202,787,000	105.57	200,584,900	2.31
3	第６６回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.800	2023/12/20	160,000,000	111.48	178,379,200	110.61	176,977,600	2.04
4	第６７回利付国債（２０年）	日本	国債証券	1.900	2024/03/20	150,000,000	112.59	168,886,500	111.63	167,452,500	1.93
5	第４４回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.500	2020/03/20	150,000,000	106.26	159,390,000	104.96	157,443,000	1.81
6	第３２７回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.800	2022/12/20	150,000,000	104.58	156,870,000	104.21	156,322,500	1.80
7	第５２回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.100	2021/09/21	140,000,000	108.59	152,027,400	107.57	150,600,800	1.74
8	第７４回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.100	2024/12/20	120,000,000	115.39	138,477,600	114.27	137,131,200	1.58
9	第３３回道路債券	日本	社債券	2.910	2034/06/20	100,000,000	136.95	136,957,000	136.71	136,714,000	1.58
10	第１００回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.200	2028/03/20	110,000,000	122.06	134,270,400	121.14	133,256,200	1.54
11	平成２４年度第１２回愛知県公募公債（３０年）	日本	地方債証券	2.120	2042/09/19	100,000,000	126.97	126,971,000	128.80	128,800,000	1.48
12	第１１２回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.100	2029/06/20	100,000,000	122.78	122,787,000	122.02	122,023,000	1.41
13	第４３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	特殊債券	2.300	2027/10/29	100,000,000	120.99	120,990,000	120.09	120,092,000	1.38
14	第９０回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.200	2026/09/20	100,000,000	119.46	119,460,000	118.40	118,400,000	1.36
15	第１１回東京都公募公債（２０年）	日本	地方債証券	2.220	2027/03/19	100,000,000	118.77	118,772,000	117.90	117,904,000	1.36
16	第８３回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.100	2025/12/20	100,000,000	117.24	117,244,000	116.21	116,212,000	1.34
17	第７２回利付国債（２０年）	日本	国債証券	2.100	2024/09/20	100,000,000	114.85	114,855,000	113.77	113,774,000	1.31
18	第６回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	日本	社債券	2.390	2022/02/15	100,000,000	109.84	109,846,000	108.78	108,785,000	1.25
19	第９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	特殊債券	1.900	2021/03/26	100,000,000	106.48	106,480,000	105.64	105,640,000	1.22
20	第６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	特殊債券	1.900	2021/02/26	100,000,000	106.33	106,333,000	105.49	105,491,000	1.21
21	平成２５年度第４回愛知県公募公債（１０年）	日本	地方債証券	0.856	2023/05/30	100,000,000	104.51	104,516,000	104.11	104,118,000	1.20
22	第１７３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	特殊債券	0.819	2022/09/30	100,000,000	104.10	104,101,000	103.71	103,717,000	1.19
23	第３４４回政府保証道路債券	日本	特殊債券	1.600	2020/07/15	100,000,000	104.33	104,338,000	103.62	103,627,000	1.19

24	第７回株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行無担保社債（劣後特約付）	日本	社債券	2.110	2019/12/20	100,000,000	103.99	103,990,000	103.28	103,284,000	1.19
25	第３３９回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.400	2025/06/20	100,000,000	103.29	103,293,000	103.11	103,111,000	1.19
26	平成２２年度第３回横浜市公募公債	日本	地方債証券	1.168	2020/09/18	100,000,000	103.23	103,230,000	102.73	102,735,000	1.18
27	第１回川崎市１５年公募公債	日本	地方債証券	1.780	2019/09/20	100,000,000	103.23	103,234,000	102.45	102,456,000	1.18
28	第７５回共同発行市場公募地方債	日本	地方債証券	1.640	2019/06/25	100,000,000	102.59	102,593,000	101.87	101,877,000	1.17
29	第３回ヒューリック株式会社無担保社債	日本	社債券	0.800	2020/04/24	100,000,000	101.52	101,529,000	101.12	101,126,000	1.16
30	第３４５回利付国債（１０年）	日本	国債証券	0.100	2026/12/20	100,000,000	100.81	100,810,000	100.73	100,733,000	1.16

b.投資有価証券の種類
ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	68.60
地方債証券	7.74
特殊債券	6.27
社債券	10.72
合　　計	93.34

②投資不動産物件
ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド
　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド
　該当事項はありません。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額(円)（分配落）	1口当たり純資産額(円)（分配付）
第1計算期間末	(平成23年 4月15日)	25	25	1.0052	1.0052
第2計算期間末	(平成24年 4月16日)	35	35	1.0346	1.0346
第3計算期間末	(平成25年 4月15日)	49	49	1.0558	1.0558
第4計算期間末	(平成26年 4月15日)	64	64	1.0686	1.0686
第5計算期間末	(平成27年 4月15日)	88	88	1.0973	1.0973
第6計算期間末	(平成28年 4月15日)	157	157	1.1580	1.1580
第7計算期間末	(平成29年 4月17日)	407	407	1.1390	1.1390
第8計算期間末	(平成30年 4月16日)	1,362	1,362	1.1430	1.1430
平成29年 4月末日		446	－	1.1374	－
5月末日		482	－	1.1351	－
6月末日		566	－	1.1318	－

7月末日	640	－	1.1320	－
8月末日	686	－	1.1378	－
9月末日	734	－	1.1337	－
10月末日	1,077	－	1.1338	－
11月末日	1,131	－	1.1366	－
12月末日	1,174	－	1.1373	－
平成30年 1月末日	1,220	－	1.1356	－
2月末日	1,266	－	1.1397	－
3月末日	1,333	－	1.1415	－
4月末日	1,422	－	1.1408	－

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1計算期間	平成22年 4月28日～平成23年 4月15日	0.5
第2計算期間	平成23年 4月16日～平成24年 4月16日	2.9
第3計算期間	平成24年 4月17日～平成25年 4月15日	2.0
第4計算期間	平成25年 4月16日～平成26年 4月15日	1.2
第5計算期間	平成26年 4月16日～平成27年 4月15日	2.7
第6計算期間	平成27年 4月16日～平成28年 4月15日	5.5
第7計算期間	平成28年 4月16日～平成29年 4月17日	△1.6
第8計算期間	平成29年 4月18日～平成30年 4月16日	0.4

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成22年 4月28日～平成23年 4月15日	40,249,680	14,648,674	25,601,006
第2計算期間	平成23年 4月16日～平成24年 4月16日	12,677,705	3,596,685	34,682,026
第3計算期間	平成24年 4月17日～平成25年 4月15日	25,583,951	13,141,510	47,124,467
第4計算期間	平成25年 4月16日～平成26年 4月15日	33,535,816	20,425,205	60,235,078
第5計算期間	平成26年 4月16日～平成27年 4月15日	48,885,162	28,585,474	80,534,766
第6計算期間	平成27年 4月16日～平成28年 4月15日	94,202,121	38,611,405	136,125,482
第7計算期間	平成28年 4月16日～平成29年 4月17日	331,662,049	109,869,609	357,917,922
第8計算期間	平成29年 4月18日～平成30年 4月16日	996,788,772	162,313,721	1,192,392,973

＜参考情報＞

（平成30年４月27日現在）

基準価額、パフォーマンス等の状況

基準価額・純資産総額の推移

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※ベンチマークは設定日前日を10,000円として指数化したもので、参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。(設定日:2010年4月28日)
※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。

基準価額・純資産総額

基準価額	11,408円
純資産総額	1,422百万円

騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	−0.06	+0.46	+0.62	+0.30	+4.01	+14.08
ベンチマーク	−0.07	+0.47	+0.62	+0.34	+4.70	+17.44

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

第4期	2014年4月15日	0円
第5期	2015年4月15日	0円
第6期	2016年4月15日	0円
第7期	2017年4月17日	0円
第8期	2018年4月16日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別組入構成比率

種別	比率(%)
国債	68.6
地方債	7.7
政府保証債・特殊債	7.9
金融債	-
社債・その他債券	9.1
短期金融資産等	6.7
合計	100.0
純資産総額	8,652百万円

保有債券の属性情報

平均残存期間(年)	10.00
平均修正デュレーション	8.94
平均クーポン(%)	1.68
平均最終利回り(複利、%)	0.16

組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第51回利付国債(20年)	2.00	2021/6/21	2.8
2	第47回利付国債(20年)	2.20	2020/9/21	2.3
3	第66回利付国債(20年)	1.80	2023/12/20	2.0
4	第67回利付国債(20年)	1.90	2024/3/20	1.9
5	第44回利付国債(20年)	2.50	2020/3/20	1.8
6	第327回利付国債(10年)	0.80	2022/12/20	1.8
7	第52回利付国債(20年)	2.10	2021/9/21	1.7
8	第74回利付国債(20年)	2.10	2024/12/20	1.6
9	第33回道路債券	2.91	2034/6/20	1.6
10	第100回利付国債(20年)	2.20	2028/3/20	1.5
			組入銘柄数	115

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
※比率は、純資産総額に占める割合です。
※「保有債券の属性情報」は、途中償還等を考慮して計算しています。
また、保有債券の時価評価額を基に計算しています。

年間収益率の推移

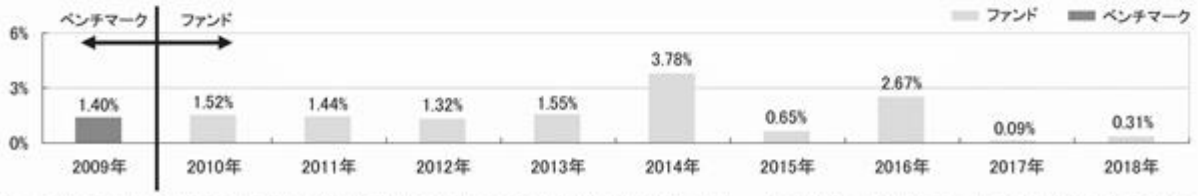

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。　※設定前年まではベンチマークの騰落率を表示しています。
※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。　※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

a.毎営業日にお申込みを受け付けます。
b.当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
c.申込単位は１円以上１円単位です。

なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、１口の整数倍をもって取得できます。

d.取得申込の受付は、原則として午後３時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。

e.受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
●委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント　サービスデスク
０１２０－７１２－０１６（土日祝日・年末年始を除く９時～17時）

f.取得申込にかかる手数料はありません。

g.上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

h.取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。

b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。

c.解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。

d.解約請求は、１口単位で行うことができます。

e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後３時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。

f.解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。
※信託財産留保額はありません。
※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。
その他の受益者（法人）の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額について、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。

g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

h.解約にかかる手数料はありません。

i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から、お支払いします。

j.委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。

l.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a.基準価額とは、受益権１口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

b.純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
マザーファンド受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a.日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c.価格情報会社の提供する価額

c.基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成22年４月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年４月16日から翌年４月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

f.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

g.上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

i.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

e.書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、１年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

a.毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。

b.委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（http://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。

c.上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（http://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第8期計算期間（平成29年4月18日から平成30年4月16日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【東京海上セレクション・日本債券インデックス】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 [平成29年 4月17日現在]	第8期 [平成30年 4月16日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	407,676,255	1,362,882,716
未収入金	4,850,525	1,229,288
流動資産合計	412,526,780	1,364,112,004
資産合計	412,526,780	1,364,112,004
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,595,106	310,895
未払受託者報酬	35,245	126,693
未払委託者報酬	211,441	760,124
その他未払費用	8,733	31,576
流動負債合計	4,850,525	1,229,288
負債合計	4,850,525	1,229,288
純資産の部		
元本等		
元本	※1 357,917,922	※1 1,192,392,973
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,758,333	170,489,743
（分配準備積立金）	9,080,144	20,753,656
元本等合計	407,676,255	1,362,882,716
純資産合計	407,676,255	1,362,882,716
負債純資産合計	412,526,780	1,364,112,004

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日	第8期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	△4,933,603	9,248,186
営業収益合計	△4,933,603	9,248,186
営業費用		
受託者報酬	80,538	190,491
委託者報酬	686,016	1,142,874
その他費用	15,584	47,434
営業費用合計	782,138	1,380,799
営業利益又は営業損失（△）	△5,715,741	7,867,387
経常利益又は経常損失（△）	△5,715,741	7,867,387
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,715,741	7,867,387
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,904,838	△119,307
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,506,385	49,758,333
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,573,009	134,912,069
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,573,009	134,912,069
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,510,158	22,167,353
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,510,158	22,167,353
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,758,333	170,489,743

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第8期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成29年4月15日とその翌日及び平成30年4月15日が休日のため、前計算期間末日を平成29年4月17日とし、当計算期間末日を平成30年4月16日としております。このため、当計算期間は、364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	第7期 [平成29年 4月17日現在]	第8期 [平成30年 4月16日現在]
1.※1 期首元本額	136,125,482円	357,917,922円
期中追加設定元本額	331,662,049円	996,788,772円
期中一部解約元本額	109,869,609円	162,313,721円
2.※1 計算期間末日における受益権の総数	357,917,922口	1,192,392,973口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日	第8期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,239,337円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（40,678,189円）及び分配準備積立金（5,840,807円）より、分配対象額は49,758,333円（１万口当たり1,390.20円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,521,558円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（153,434,287円）及び分配準備積立金（7,232,098円）より、分配対象額は174,187,943円（１万口当たり1,460.80円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I．金融商品の状況に関する事項

区　　分	第7期 自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日	第8期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	第7期 [平成29年 4月17日現在]	第8期 [平成30年 4月16日現在]
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第7期（自 平成28年4月16日　至 平成29年4月17日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1,994,968
合計	△1,994,968

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第8期（自 平成29年4月18日　至 平成30年4月16日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	12,558,258
合計	12,558,258

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第7期 [平成29年 4月17日現在]		第8期 [平成30年 4月16日現在]	
1口当たり純資産額	1.1390円	1口当たり純資産額	1.1430円
（1万口当たり純資産額	11,390円）	（1万口当たり純資産額	11,430円）

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	1,065,334,727	1,362,882,716	
親投資信託受益証券 合計		1,065,334,727	1,362,882,716	
合計		1,065,334,727	1,362,882,716	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成29年 4月17日現在]	[平成30年 4月16日現在]
区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		35,943,767	47,453,952
国債証券		34,096,809,300	7,146,516,500
地方債証券		3,486,439,940	784,802,200
特殊債券		1,421,568,480	543,009,360
社債券		5,358,011,925	1,134,086,523
未収入金		332,838,500	224,907,000
未収利息		112,502,411	27,809,546
前払費用		450,108	147,944
流動資産合計		44,844,564,431	9,908,733,025
資産合計		44,844,564,431	9,908,733,025
負債の部			
流動負債			
未払解約金		337,263,091	203,562,483
未払利息		79	110
流動負債合計		337,263,170	203,562,593
負債合計		337,263,170	203,562,593
純資産の部			
元本等			
元本	※1	34,966,173,485	7,586,043,463
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		9,541,127,776	2,119,126,969
元本等合計		44,507,301,261	9,705,170,432
純資産合計		44,507,301,261	9,705,170,432
負債純資産合計		44,844,564,431	9,908,733,025

(2) 注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	[平成29年 4月17日現在]	[平成30年 4月16日現在]
1.※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	75,288,623,278円	34,966,173,485円
同期中における追加設定元本額	6,324,440,318円	4,287,031,293円
同期中における一部解約元本額	46,646,890,111円	31,667,161,315円
同期末における元本額	34,966,173,485円	7,586,043,463円
元本の内訳＊		
ＬＰＳ４資産分散ファンド（慎重型）	33,268,693円	35,079,712円
ＬＰＳ４資産分散ファンド（安定重視型）	14,749,659円	31,702,850円
ＬＰＳ４資産分散ファンド（バランス型）	35,885,173円	44,359,347円
ＬＰＳ４資産分散ファンド（成長重視型）	25,426,967円	34,268,215円
ＬＰＳ４資産分散ファンド（積極型）	20,040,880円	26,662,521円
東京海上セレクション・日本債券インデックス	320,273,592円	1,065,334,727円
東京海上・年金運用型戦略ファンド（年１回決算型）	67,448,503円	79,358,499円
東京海上・円資産インデックスバランスファンド	―円	828,342円
ＴＭＡ日本債券インデックスＶＡ＜適格機関投資家限定＞	12,986,524,907円	306,679,774円
ＴＭＡ世界バランスファンド55ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	4,769,373,081円	17,557,085円
ＴＭＡ世界バランスファンド35ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	16,692,982,080円	5,895,993,723円
ＴＭＡ債券重視型バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	199,950円	―円
東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞	―円	9,211,190円
東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞	―円	39,007,478円
計	34,966,173,485円	7,586,043,463円
2.※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	34,966,173,485口	7,586,043,463口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　　分	自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日	自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2．金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　　分	[平成29年 4月17日現在]	[平成30年 4月16日現在]
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（自　平成28年4月16日　至　平成29年4月17日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△553,354,850
地方債証券	△37,151,080
特殊債券	△7,057,280
社債券	△31,101,408
合計	△628,664,618

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成28年11月11日から平成29年4月17日まで)を指しております。

（自　平成29年4月18日　至　平成30年4月16日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	7,057,200
地方債証券	△1,215,720
特殊債券	△3,300,640
社債券	△4,722,043
合計	△2,181,203

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成29年11月11日から平成30年4月16日まで)を指しております。

（1口当たり情報に関する注記）

[平成29年　4月17日現在]	[平成30年　4月16日現在]
1口当たり純資産額　1.2729円	1口当たり純資産額　1.2793円

（1万口当たり純資産額　12,729円）	（1万口当たり純資産額　12,793円）

(3) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１３２回利付国債（５年）	50,000,000	50,450,500	
	第１３３回利付国債（５年）	200,000,000	201,866,000	
	第４回利付国債（４０年）	45,000,000	64,001,250	
	第５回利付国債（４０年）	40,000,000	54,703,600	
	第６回利付国債（４０年）	25,000,000	33,512,250	
	第７回利付国債（４０年）	45,000,000	57,750,300	
	第８回利付国債（４０年）	30,000,000	35,638,200	
	第９回利付国債（４０年）	10,000,000	8,622,900	
	第３０８回利付国債（１０年）	10,000,000	10,312,600	
	第３２０回利付国債（１０年）	50,000,000	52,066,500	
	第３２４回利付国債（１０年）	50,000,000	51,907,000	
	第３２７回利付国債（１０年）	150,000,000	156,375,000	
	第３３６回利付国債（１０年）	40,000,000	41,514,800	
	第３３９回利付国債（１０年）	100,000,000	103,276,000	
	第３４０回利付国債（１０年）	40,000,000	41,326,000	
	第３４５回利付国債（１０年）	100,000,000	100,911,000	
	第３４６回利付国債（１０年）	100,000,000	100,847,000	
	第３４７回利付国債（１０年）	140,000,000	141,153,600	
	第３回利付国債（３０年）	20,000,000	25,194,800	
	第５回利付国債（３０年）	10,000,000	12,623,200	
	第２１回利付国債（３０年）	40,000,000	52,938,400	
	第２２回利付国債（３０年）	10,000,000	13,602,500	
	第２５回利付国債（３０年）	50,000,000	66,507,000	
	第２６回利付国債（３０年）	30,000,000	40,517,700	
	第２８回利付国債（３０年）	20,000,000	27,545,800	
	第２９回利付国債（３０年）	60,000,000	81,732,000	
	第３３回利付国債（３０年）	40,000,000	51,940,800	
	第３５回利付国債（３０年）	10,000,000	13,063,100	
	第３６回利付国債（３０年）	40,000,000	52,426,800	
	第３８回利付国債（３０年）	20,000,000	25,451,200	
	第３９回利付国債（３０年）	20,000,000	25,941,200	
	第４２回利付国債（３０年）	10,000,000	12,523,600	
	第４４回利付国債（３０年）	30,000,000	37,612,500	
	第４５回利付国債（３０年）	30,000,000	36,166,500	
	第４６回利付国債（３０年）	50,000,000	60,359,500	
	第４７回利付国債（３０年）	50,000,000	61,681,500	

第４８回利付国債（３０年）	60,000,000	71,052,600	
第４９回利付国債（３０年）	130,000,000	153,951,200	
第５０回利付国債（３０年）	20,000,000	20,635,800	
第５１回利付国債（３０年）	80,000,000	72,214,400	
第５６回利付国債（３０年）	40,000,000	41,076,000	
第４４回利付国債（２０年）	150,000,000	157,641,000	
第４５回利付国債（２０年）	80,000,000	83,920,800	
第４７回利付国債（２０年）	310,000,000	327,586,300	
第４９回利付国債（２０年）	30,000,000	31,960,200	
第５０回利付国債（２０年）	80,000,000	84,756,800	
第５１回利付国債（２０年）	230,000,000	245,541,100	
第５２回利付国債（２０年）	140,000,000	150,696,000	
第５３回利付国債（２０年）	230,000,000	248,749,600	
第６０回利付国債（２０年）	20,000,000	21,413,800	
第６４回利付国債（２０年）	70,000,000	77,571,900	
第６６回利付国債（２０年）	160,000,000	177,144,000	
第６７回利付国債（２０年）	150,000,000	167,617,500	
第６９回利付国債（２０年）	10,000,000	11,293,400	
第７０回利付国債（２０年）	40,000,000	46,124,800	
第７１回利付国債（２０年）	60,000,000	68,443,200	
第７２回利付国債（２０年）	100,000,000	113,967,000	
第７４回利付国債（２０年）	120,000,000	137,367,600	
第７５回利付国債（２０年）	30,000,000	34,503,000	
第７６回利付国債（２０年）	10,000,000	11,362,000	
第８０回利付国債（２０年）	40,000,000	46,190,400	
第８２回利付国債（２０年）	150,000,000	173,904,000	
第８３回利付国債（２０年）	100,000,000	116,428,000	
第８４回利付国債（２０年）	80,000,000	92,526,400	
第９０回利付国債（２０年）	100,000,000	118,634,000	
第９９回利付国債（２０年）	50,000,000	60,012,500	
第１００回利付国債（２０年）	110,000,000	133,543,300	
第１０５回利付国債（２０年）	60,000,000	72,717,600	
第１０７回利付国債（２０年）	50,000,000	60,785,500	
第１１２回利付国債（２０年）	100,000,000	122,301,000	
第１１３回利付国債（２０年）	20,000,000	24,532,000	
第１１６回利付国債（２０年）	50,000,000	62,259,000	
第１１８回利付国債（２０年）	50,000,000	61,240,500	
第１２０回利付国債（２０年）	50,000,000	58,807,000	
第１２３回利付国債（２０年）	40,000,000	49,732,000	
第１２７回利付国債（２０年）	70,000,000	85,472,100	
第１２８回利付国債（２０年）	40,000,000	48,947,200	
第１３１回利付国債（２０年）	40,000,000	48,000,800	
第１３３回利付国債（２０年）	50,000,000	60,769,000	

	第１４０回利付国債（２０年）	80,000,000	96,620,800	
	第１４１回利付国債（２０年）	100,000,000	120,866,000	
	第１４３回利付国債（２０年）	30,000,000	35,877,000	
	第１４５回利付国債（２０年）	50,000,000	60,598,000	
	第１４６回利付国債（２０年）	50,000,000	60,677,500	
	第１４７回利付国債（２０年）	20,000,000	23,981,800	
	第１４８回利付国債（２０年）	20,000,000	23,700,600	
	第１４９回利付国債（２０年）	40,000,000	47,440,000	
	第１５０回利付国債（２０年）	70,000,000	81,860,800	
	第１５１回利付国債（２０年）	70,000,000	79,687,300	
	第１５３回利付国債（２０年）	60,000,000	69,233,400	
	第１５４回利付国債（２０年）	50,000,000	56,839,500	
	第１５６回利付国債（２０年）	30,000,000	29,949,900	
	第１５７回利付国債（２０年）	70,000,000	67,286,100	
	第１５８回利付国債（２０年）	70,000,000	70,836,500	
	第１６１回利付国債（２０年）	80,000,000	81,900,800	
	第１６２回利付国債（２０年）	80,000,000	81,705,600	
国債証券　合計		6,335,000,000	7,146,516,500	
地方債証券	第１１回東京都公募公債（２０年）	100,000,000	118,178,000	
	平成２４年度第１２回愛知県公募公債（３０年）	100,000,000	129,628,000	
	平成２５年度第４回愛知県公募公債（１０年）	100,000,000	104,192,000	
	平成２１年度第１回千葉県公募公債	12,000,000	12,184,200	
	第７５回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,912,000	
	平成２２年度第３回横浜市公募公債	100,000,000	102,745,000	
	第１回川崎市１５年公募公債	100,000,000	102,494,000	
	第１０回公営企業債券（２０年）	100,000,000	113,469,000	
地方債証券　合計		712,000,000	784,802,200	
特殊債券	第３４４回政府保証道路債券	100,000,000	103,652,000	
	第６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,536,000	
	第９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,683,000	
	第４３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,332,000	
	第６９回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	4,000,000	4,040,360	
	第１７３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,766,000	
特殊債券　合計		504,000,000	543,009,360	

社債券	第３３回道路債券	100,000,000	137,400,000	
	第５４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,538,000	53,333,256	
	第５５回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,235,000	57,137,114	
	第５６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	52,027,000	54,808,883	
	第５９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,071,000	55,978,760	
	第４回貸付債権担保住宅金融公庫債券	10,378,000	10,449,400	
	第１５回貸付債権担保住宅金融公庫債券	44,280,000	45,746,110	
	第３回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	101,186,000	
	第１回日本生命２０１２基金特定目的会社特定社債	100,000,000	100,233,000	
	第５回住友生命基金流動化特定目的会社第１回特定社債	100,000,000	100,294,000	
	第３６回住友商事株式会社無担保社債	200,000,000	205,320,000	
	第７回株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	103,325,000	
	第６回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	108,875,000	
社債券　合計		1,064,529,000	1,134,086,523	
合計		8,615,529,000	9,608,414,583	

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年4月27日現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	1,424,869,167 円
Ⅱ　負債総額	2,620,436 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,422,248,731 円
Ⅳ　発行済数量	1,246,730,477 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1408 円

（ご参考：親投資信託の現況）
ＴＭＡ日本債券インデックスマザーファンド

平成30年4月27日現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	9,050,370,075 円
Ⅱ　負債総額	398,189,063 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,652,181,012 円
Ⅳ　発行済数量	6,776,183,823 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2769 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

１．名義書換
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
特典はありません。

３．内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

４．受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

８．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

平成30年４月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
④売買の執行はトレーディング部が行います。
⑤運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成30年４月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	175	2,495,922
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	175	2,495,922

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第33期事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第32期 （平成29年３月31日現在）		第33期 （平成30年３月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		13,325,797		16,828,496
前払費用		132,260		150,894
未収委託者報酬		1,578,384		1,524,731
未収収益		2,534,825		2,530,730
未収入金		1,207		1,919
繰延税金資産		287,816		291,045
その他の流動資産		28,360		23,613
流動資産計		17,888,652		21,351,430
固定資産				
有形固定資産	＊１	552,561	＊１	547,215
建物		439,621		409,858
器具備品		111,633		136,834
リース資産		1,306		522
無形固定資産		13,204		34,467
電話加入権		3,795		3,795
ソフトウエア仮勘定		9,409		30,672
投資その他の資産		2,418,251		2,415,723
投資有価証券		54,270		43,545
関係会社株式		1,672,490		1,673,049
その他の関係会社有価証券		31,200		31,200
長期前払費用		9,298		10,541
敷金		450,632		450,632
その他長期差入保証金		20,912		10,865
繰延税金資産		179,447		195,889
固定資産計		2,984,017		2,997,406
資産合計		20,872,669		24,348,837
負債の部				
流動負債				
リース債務		822		548
未払金		1,958,922		2,563,951
未払手数料		634,930		634,789
その他未払金		1,323,992		1,929,162
未払費用		445,613		530,106
未払消費税等		108,541		262,100
未払法人税等		735,000		960,000
預り金		41,371		43,264
前受収益		3,027		3,156
賞与引当金		274,382		282,443
流動負債計		3,567,681		4,645,570
固定負債				
リース債務		548		-
退職給付引当金		393,213		386,552
役員退職慰労引当金		24,180		-
固定負債計		417,941		386,552
負債合計		3,985,623		5,032,123
純資産の部				
株主資本		16,885,034		19,314,136
資本金		2,000,000		2,000,000
資本剰余金		400,000		400,000
その他資本剰余金		400,000		400,000
利益剰余金		14,485,034		16,914,136
利益準備金		500,000		500,000

その他利益剰余金	13,985,034	16,414,136
特別償却準備金	79	38
繰越利益剰余金	13,984,954	16,414,098
評価・換算差額等	2,011	2,577
その他有価証券評価差額金	2,011	2,577
純資産合計	16,887,045	19,316,713
負債・純資産合計	20,872,669	24,348,837

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第32期 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）		第33期 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	
営業収益				
委託者報酬		11,342,811		11,741,085
運用受託報酬		9,089,602		11,384,860
投資助言報酬		74,767		68,541
その他営業収益		64,158		215,481
営業収益計		20,571,339		23,409,968
営業費用				
支払手数料		5,363,864		5,463,460
広告宣伝費		251,016		176,289
公告費		313		-
調査費		5,401,672		6,331,477
調査費		1,635,494		2,359,989
委託調査費		3,766,178		3,971,487
委託計算費		109,429		110,708
営業雑経費		239,192		226,401
通信費		33,787		30,555
印刷費		173,307		160,440
協会費		17,533		21,276
諸会費		7,478		6,349
図書費		7,084		7,778
営業費用計		11,365,489		12,308,336
一般管理費				
給料		2,670,059		3,103,124
役員報酬		119,133		132,792
給料・手当		1,897,712		2,139,811
賞与		653,214		830,521
交際費		16,226		16,511
寄付金		3,598		3,384
旅費交通費		136,737		181,123
租税公課		115,360		142,241
不動産賃借料		316,801		375,691
役員退職慰労引当金繰入		2,910		-
役員退職慰労金		-		6,710
退職給付費用		87,275		114,711
賞与引当金繰入		209,007		282,443
固定資産減価償却費		63,467		76,622
法定福利費		424,721		499,149
福利厚生費		8,100		8,917
諸経費		469,957		437,854
一般管理費計		4,524,223		5,248,487
営業利益		4,681,627		5,853,144
営業外収益				
受取利息		459		472
受取配当金	＊1	45,776	＊1	107,891
匿名組合投資利益	＊1	77,298	＊1	50,146
為替差益		8,924		-

雑益	10,134	11,209
営業外収益計	142,593	169,720
営業外費用		
為替差損	-	19,974
雑損	6,661	2,653
営業外費用計	6,661	22,628
経常利益	4,817,559	6,000,236
特別損失		
器具備品除却損	4,685	257
本社移転費用	229,113	-
特別損失計	233,799	257
税引前当期純利益	4,583,760	5,999,979
法人税、住民税及び事業税	1,455,944	1,806,783
法人税等調整額	△25,233	△19,919
法人税等合計	1,430,711	1,786,863
当期純利益	3,153,048	4,213,116

(3)【株主資本等変動計算書】

第32期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	-	-	500,000	-	7,585,959
当期変動額						
剰余金の配当						△ 791,278
合併による増加		400,000	400,000		103	4,037,200
特別償却準備金の取崩					△ 24	24
当期純利益						3,153,048
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	400,000	400,000	-	79	6,398,995
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	13,984,954

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	8,085,959	10,085,959	1,567	1,567	10,087,527
当期変動額					
剰余金の配当	△ 791,278	△ 791,278			△ 791,278
合併による増加	4,037,304	4,437,304			4,437,304
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	3,153,048	3,153,048			3,153,048
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			443	443	443

当期変動額合計	6,399,074	6,799,074	443	443	6,799,518
当期末残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045

第33期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	13,984,954
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,784,014
特別償却準備金の取崩					△ 41	41
当期純利益						4,213,116
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 41	2,429,143
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,784,014	△ 1,784,014			△ 1,784,014
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,213,116	4,213,116			4,213,116
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			565	565	565
当期変動額合計	2,429,102	2,429,102	565	565	2,429,667
当期末残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713

注記事項

重要な会計方針

第33期 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの
移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として３年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

第33期 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日） ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日） (1) 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。 ステップ1 ： 顧客との契約を識別する。 ステップ2 ： 契約における履行義務を識別する。 ステップ3 ： 取引価格を算定する。 ステップ4 ： 契約における履行義務に取引価格を配分する。 ステップ5 ： 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。 (2) 適用予定日 平成34年３月期の期首より適用予定であります。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第32期 平成29年３月31日現在	第33期 平成30年３月31日現在

＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　20,366千円 器具備品　453,412千円 リース資産　2,612千円	＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　51,080千円 器具備品　424,930千円 リース資産　3,395千円

（損益計算書関係）

第32期 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日	第33期 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
＊１．関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金　45,377千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配　77,298千円	＊１．関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金　104,224千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配　50,146千円

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成28年４月１日現在	増加	減少	平成29年３月31日現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

平成28年６月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　791,278千円
（ロ）１株当たり配当額　20,660円
（ハ）基準日　平成28年３月31日
（ニ）効力発生日　平成28年６月28日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　1,784,014千円
（ロ）配当の原資　繰越利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額　46,580円
（ニ）基準日　平成29年３月31日
（ホ）効力発生日　平成29年６月30日

第33期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	平成29年４月１日現在	増加	減少	平成30年３月31日現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

平成29年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　1,784,014千円

（ロ）１株当たり配当額　46,580円
（ハ）基準日　平成29年３月31日
（ニ）効力発生日　平成29年６月30日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年６月29日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。
・普通株式の配当に関する事項
（イ）配当金の総額　1,901,595千円
（ロ）配当の原資　繰越利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額　49,650円
（ニ）基準日　平成30年３月31日
（ホ）効力発生日　平成30年６月29日

（リース取引関係）
第32期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）
所有権移転外ファイナンス・リース取引
１．リース資産の内容
事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

２．リース資産の減価償却の方法
「重要な会計方針」の「２．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

第33期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）
所有権移転外ファイナンス・リース取引
１．リース資産の内容
事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

２．リース資産の減価償却の方法
「重要な会計方針」の「２．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項

第32期 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日	第33期 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左

② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。	② 市場リスク 同左
③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	③ 流動性リスク 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第32期（平成29年３月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	13,325,797	13,325,797	-
(2)未収委託者報酬	1,578,384	1,578,384	-
(3)未収収益	2,534,825	2,534,825	-
(4)未収入金	1,207	1,207	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	54,270	54,270	-
(6)預り金	(41,371)	(41,371)	-
(7)未払金	(1,958,922)	(1,958,922)	-
(8)未払費用	(445,613)	(445,613)	-
(9)未払消費税等	(108,541)	(108,541)	-
(10)未払法人税等	(735,000)	(735,000)	-

(＊)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第33期（平成30年３月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	16,828,496	16,828,496	-
(2)未収委託者報酬	1,524,731	1,524,731	-
(3)未収収益	2,530,730	2,530,730	-
(4)未収入金	1,919	1,919	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	43,545	43,545	-
(6)預り金	(43,264)	(43,264)	-
(7)未払金	(2,563,951)	(2,563,951)	-
(8)未払費用	(530,106)	(530,106)	-
(9)未払消費税等	(262,100)	(262,100)	-
(10)未払法人税等	(960,000)	(960,000)	-

(＊)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第32期 平成29年３月31日現在	第33期 平成30年３月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「１．有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第32期 平成29年３月31日現在	第33期 平成30年３月31日現在
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,639,743
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	31,200
敷金	450,632
その他長期差入保証金	20,912

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	31,200
敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,865

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第32期 平成29年３月31日現在	第33期 平成30年３月31日現在
該当事項はありません。	同左

（注4）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	13,325,573	-	-	-
未収委託者報酬	1,578,384	-	-	-
未収収益	2,534,825	-	-	-
未収入金	1,207	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6,000	21,783	6,000	-
合計	17,445,990	21,783	6,000	-

第33期（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	16,827,976	-	-	-
未収委託者報酬	1,524,731	-	-	-
未収収益	2,530,730	-	-	-
未収入金	1,919	-	-	-

投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	19,743	5,000	-
合計	20,885,358	19,743	5,000	-

（有価証券関係）

第32期
平成29年３月31日現在

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,639,743千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	33,725	27,289	6,435
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,545	24,081	△3,536
合計	54,270	51,371	2,899

３．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

第33期
平成30年３月31日現在

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,151	21,652	5,498
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	16,394	18,178	△1,783
合計	43,545	39,831	3,714

３．当事業年度中に売却したその他有価証券
同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間３年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間３年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日	第33期 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
退職給付引当金の期首残高	197,784千円	393,213千円
退職給付費用	31,281千円	46,223千円
退職給付の支払額	△6,251千円	△43,667千円
合併による増加	179,615千円	-
確定拠出年金制度への移管額	△9,217千円	△9,217千円
退職給付引当金の期末残高	393,213千円	386,552千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期 平成29年３月31日現在	第33期 平成30年３月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	393,213千円	386,552千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	393,213千円	386,552千円
退職給付引当金	393,213千円	386,552千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	393,213千円	386,552千円

(3) 退職給付費用

	第32期 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日	第33期 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
簡便法で計算した退職給付費用	22,064千円	37,006千円

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第32期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）46,034千円、第33期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）54,764千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 （平成29年３月31日現在）	第33期 （平成30年３月31日現在）
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	7,403千円	-
退職給付引当金	120,401千円	118,362千円
未払金	3,507千円	4,251千円
賞与引当金	84,674千円	86,484千円
未払法定福利費	12,005千円	10,538千円
未払事業所税	3,291千円	3,288千円
未払事業税	35,145千円	50,364千円
未払調査費	45,734千円	44,622千円
減価償却超過額	52,565千円	78,443千円
繰延資産超過額	-	237千円

未払確定拠出年金	1,236千円	1,519千円
未払費用	102,221千円	89,977千円
繰延税金資産小計	468,187千円	488,088千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	468,187千円	488,088千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	35千円	16千円
その他有価証券評価差額金	887千円	1,137千円
繰延税金負債合計	923千円	1,154千円
繰延税金資産の純額	467,264千円	486,934千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第32期 （平成29年３月31日現在）	第33期 （平成30年３月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	同左

（セグメント情報等）

第32期 自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日	第33期 自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。	[セグメント情報] 同左

[関連情報] １．製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ２．地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 ３．主要な顧客ごとの情報 当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	[関連情報] １．製品及びサービスごとの情報 同左 ２．地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左 ３．主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 2,915,606千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

（関連当事者情報）
第32期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）
１．関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ロンドン	GBP 300千	投資運用業 投資助言業	(所有) 直接50%	運用の再委任	委託調査費の支払	917,507	未払金	200,874
						役員の派遣			未払費用	14,636

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694千円	損害保険業	なし	運用の一任 役員の兼任	運用受託報酬の受取	1,247,159	未収収益	285,970
同一の親会社をもつ会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の再委託	委託調査費の支払	763,120	未払金	225,715

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報
(1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第33期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）
１．関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694千円	損害保険業	なし	運用の一任 役員の兼任	運用受託報酬の受取	1,518,481	未収収益	386,279
同一の親会社をもつ会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の再委託	委託調査費の支払	936,716	未払金	288,919

（注）＊取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
＊取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報
(1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

第32期 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）	
１株当たり純資産額	440,915円03銭
１株当たり当期純利益金額	82,325円02銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	16,887,045千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る当期末の純資産額	16,887,045千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	3,153,048千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益金額	3,153,048千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第33期 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）	
１株当たり純資産額	504,352円83銭
１株当たり当期純利益金額	110,003円02銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額	19,316,713千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る当期末の純資産額	19,316,713千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益金額	4,213,116千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益金額	4,213,116千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

・資本金の額　324,279百万円（平成29年９月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

・名称　　日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額　10,000百万円（平成29年９月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（※）	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。

（※）平成29年９月末日現在。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。
販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

資本関係はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成29年７月14日 平成30年１月15日
有価証券報告書	平成29年７月14日
半期報告書	平成30年１月15日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年６月４日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　　進　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成30年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年５月30日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒川　進 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久保　直毅 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本債券インデックスの平成29年４月18日から平成30年４月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・日本債券インデックスの平成30年４月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。